

事 務 連 絡

平成27年7月27日

東京都福祉保健局医療政策部医療安全課長 殿

関東信越厚生局健康福祉部医事課長

再生医療等安全性確保法説明会（再生医療等提供計画関係）の
開催について（情報提供）

医療行政の推進につきまして、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、再生医療等の迅速かつ安全な提供等を目的とした「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が昨年11月25日に施行され、再生医療等を提供する医療機関は、再生医療等提供計画の提出が必要となりました。

法施行日において再生医療等を提供している医療機関は、1年間は提供計画を提出せずに再生医療等を提供できますが、この経過措置は今年11月24日で終了します。なお、これから新規に、再生医療等の提供を始めようとする医療機関は、経過措置の対象ではありませんので、（11月24日以前であっても）事前に提供計画の提出が必要です。

当厚生局では、8月25日（火）午後と同月27日（木）午後の2回、再生医療等を提供している又は提供しようとする医療機関や大学、事業者等を対象に、再生医療等提供計画を提出する必要性について認識してもらい、同提供計画の提出に係る必要な手続き等について正確に理解してもらうことを目的として、標記説明会を開催することとしました。

貴下関係医療機関、事業者等へ周知等いただけますと幸いです。よろしく
お願いいたします。



担当者

関東信越厚生局健康福祉部医事課

再生医療等推進係 宮下

電話：048-740-0758

電子メール：miyashita-ken@mhlw.go.jp